

□之津中学校部活動後援会会則

第一章 総則

第1条 本会は、□之津中学校部活動後援会と称し、事務局を□之津中学校におく。

第2条 本会は、□之津中学校生徒の健全育成をめざし、部活動の振興を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部活動の練習に努め親睦を図ることを目的とする。
- (2) 部活動用具の援助
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第二章 会員

第4条 本会は、その趣旨に賛同する保護者（会員）特別会員をもって組織する。

- (1) 特別会員は、保護者以外の一般地区民とする。
- (2) 会員は、4月1日から1年間とする。

第三章 役員

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長1名、副会長3名、書記1名、会計1名、監査2名、運営委員若干名

第6条 会長、副会長、監査は育友会役員をもってあてる。

第7条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。

第8条 運営委員は、各部活動の顧問がこれにあたる。

第9条 書記、会計は、会長が指名し、総会の承認を受ける。

第10条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第四章 総会

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 事業計画、予算、決算の承認
- (3) 役員、会費の承認
- (4) その他、重要事項

第五章 運営委員会

第12条 運営委員会は、第5条の役員をもって構成する。

第13条 運営委員会は、会長が招集する。

第14条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) その他

第六章 会費

第15条 本会の経費は、会費、寄付金をもってこれにあてる。

第16条 本会の会費は、月170円とする。

第17条 本会の経理は、総会で議決された予算にもとづいて行われ、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第七章 会則の改正

第18条 本会則は、総会出席者の過半数の賛成によって、制定改正できる。

付 則 この会則は、昭和55年6月1日より施行する。

昭和63年4月20日 一部改正し、同日より施行する。

平成14年4月18日 一部改正し、同日より施行する。